

京都市教育委員会教育長告示第8号

京都市久世ふれあいセンター条例第5条ただし書の規定に基づき、京都市久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンターの図書施設をいう。）を次のとおり臨時に休館します。

平成20年12月10日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

臨時に休館する期間 平成21年2月24日（火）から同月27日（金）まで

（中央図書館図書課）